

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する
政令案に対する意見公募手続きの結果について

令和6年11月25日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

製品安全課

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案」
について、令和6年10月23日から同年11月21日まで意見公募手続きを実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三
条2項に基づき、提出意見は整理しております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<ul style="list-style-type: none">追加する「携帯液化石油ガス用バーナー」の定義では、カセットボンベが「直接」取り付けられる構造のものに限る旨が示されているが、規制の潜脱を企図する海外事業者等が、実態としては本規制の対象となるべきガストーチを2つに分解して販売することが懸念される。このような事態が生じた場合の規制上の対応についてあらかじめ明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none">貴重な御意見を頂きありがとうございます。御指摘の「ガストーチを2つに分解」したものが実際にどのような製品か正確に想定できませんが、最終的に組み立てたものがカセットボンベに付くのであれば「直接取り付けられる構造」となり規制対象となります。仮に、御指摘のような本来規制の対象となる製品について、規制の潜脱を企図して分解等をして販売していることが明らかになった場合は、それら製品が一体として使用されるのか等の実態を踏まえ、必要な対応を講じてまいります。

以上